

第 10 移動タンク貯蔵所

1 単一車形式・被けん引車形式

単一車形式・被けん引車形式の移動タンク貯蔵所の位置，構造及び設備の技術上の基準については，「移動タンク貯蔵所の位置，構造及び設備の基準に関する指針（昭和48年3月12日消防予第45号）」によるほか次による。

(1) タンク本体

ア 鋼板板厚が3.2mm以上6mm未満で容量4,000ℓ以下のタンクに受台，脚，ステー等を溶接し又はボルト締によって強固に取り付け，これらの受台，脚，ステー等をUボルト等でシャーシフレームに強固に固定した場合，積載式以外の移動タンク貯蔵所と認められる。

イ 灯油専用の移動タンク貯蔵所のタンクの固定方法としては，直径14mm以上のUボルトで4ヵ所以上をシャーシフレーム等へ固定するものは移動タンク貯蔵所として認められる。

ウ タンク後部の鏡板にマンホールを設置することはできない。

エ タンク内に蒸気による加熱配管は，危政令第23条を適用し，取り付けて差し支えない。

オ 危険物を貯蔵できないタンク室をもつ移動貯蔵タンクは認められない。

(2) 容量・間仕切

ア 内容積は，次の方法により求めること。

(ア) タンクを胴・鏡板等に分けて，各部分の形状に応じた計算方法により計算し，合計する方法

(イ) タンクの内側寸法による方法（「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」（平成13年3月30日総務省令第45号）の改正前の規則第2条第1号イ及びロ並びに第2号イの計算による方法）

(ウ) CAD等により計算された値による方法

(エ) 実測値による方法

(オ) その他

タンク内部に加熱用配管等の装置類を設けるタンクにあつては，これらの装置類の容積を除いたものが内容積となること。

なお，防波板，間仕切板等の容積は，内容積の計算にあたっては除かないこと。

イ 液状の硫黄を貯蔵する移動タンク貯蔵所は，容量4,000ℓ以上の容量であつても間仕切はなくても差し支えない。

ウ 固体危険物（カーバイド）の移動タンク貯蔵所としてダンプ型トラック，開放式による輸送は，移動タンク貯蔵所として認めて差し支えない。なお，降雨時は防水シートを被覆する。

(3) 安全装置・防波板

安全装置のパッキングの材質として，安全装置の弁と弁座の当り面は金属す

り合わせによるもののほか、コック又は合成ゴム（アクリルニトリルゴム）製パッキングを用い、気密性を保持したものは、認められる。なお、合成ゴムは耐油性を有するものに限る。

(4) 側面枠・防護枠

防護枠の後部に後方確認用のカメラを設置することは、危政令第15条第1項第13号の規定に適合し、防護枠の強度に影響を与えないものであること。

(5) 手動閉鎖装置・自動閉鎖装置

ア 危政令第15条第1項第9号の規定により自動閉鎖装置を設けないことができる移動貯蔵タンクは、底弁によって閉そくされる部分の直径が40ミリメートル以下のものをいう。

イ 底弁を空気圧で作動する機器により開閉する構造は認められる。

(6) 配管先端部の弁

ア 移動タンク貯蔵所（灯油専用）の設備の一部である電動機及び緊結金具付給油管（20メートル）を使用して直接家庭用等のタンクに緊結のうえ、注油することができる。

イ 小分けを目的とするホースリール付移動タンク貯蔵所（灯油専用）の給油ホースの長さは、必要最小限度の長さにとどめること。

(7) 電気設備

ア ポンプ専用のエンジンを備えた積載式移動タンク貯蔵所は認められない。

イ 移動タンク貯蔵所の隔壁を設けた部分にモーターポンプを固定積載し、動力源を外電（電力会社から配電されるもの）から受電して、ポンプを駆動させタンクへ燃料を注入する取扱いは、モーター及びポンプが火災予防上安全な構造のものであり、かつ、適切に積載し固定されている場合は、取り扱い油種の引火点が摂氏40度以上の危険物に限り認められる。

ウ 冷却装置専用のエンジンを備えた移動タンク貯蔵所は適当ではない。

エ 被けん引車形式の移動タンク貯蔵所にポンプを積載することは認められない。

オ 被けん引車形式の移動タンク貯蔵所のトラクター側に、作動油タンク及び油圧ポンプをトレーラー側にオイルモーター及び吐出用ポンプを積載し、エンジンミッションから動力伝動軸を介して吐出用ポンプを作動させる構造のものは、取り扱い油種の引火点が摂氏40度以上の危険物に限り認められる。

カ 可燃性の蒸気に引火しない構造とは、防爆性能を有する構造をいう。

(8) 接地導線

静電気による災害が発生するおそれのある液体は、特殊引火物、第一石油類、第二石油類をいう。

(9) 注入ホース

ア 移動タンク貯蔵所の吐出口と給油ホースを結合する金具として、ホースカップリング（ワンタッチ式）の使用は認められる。

イ 貯蔵する危険物の流れの確認及び目視検査を行うため、移動タンク貯蔵所の給油ホースの結合金具に強化ガラス（直径39ミリメートルのパイレック

ス製)のサイトグラス及び弁を設けることは認められる。

ウ 貯蔵する危険物の流れの確認及び目視検査を行うため、移動タンク貯蔵所の給油ホースの結合金具に硬質塩化ビニール製の直径20ミリメートル、厚さ3ミリメートルの円板状のサイトグラス及び弁を設けることは認められる。

(10)表示

「危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備」に代えて、その内容を鏡板に直接記入した場合も、認められる。

2 積載式

積載式の移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準に関する指針(昭和48年3月12日消防予第45号)」、「積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準について(平成4年6月18日消防危第54号)」、「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準について(平成4年6年18日消防危第53号通知)」による。

3 給油タンク車：レフュラー

危政令第17条第3項の航空機給油取扱所において航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所及び船舶給油取扱所において船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準に関する指針(昭和48年3月12日消防予第45号通知)」及び「給油タンク車を用いる船舶給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について(平成18年4月25日消防危第106号)」による。

4 バキューム方式

バキューム方式の移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、危政令第15条の規定によるほか次によること。

なお、バキューム方式の移動タンク貯蔵所とは、製造所等の廃油、廃酸を回収する産業廃棄物処理車であって、当該移動貯蔵タンクに危険物を積載する場合は、減圧(真空)により吸入し、かつ、移動貯蔵タンクから危険物を取り出す場合は、当該貯蔵所のポンプにより圧送又は自然流下する方式のものをいう。

- (1) 貯蔵し又は取り扱うことができる危険物は、引火点が70度以上の廃油等に限る。
- (2) タンクの減圧機能については、自主検査を行わせること。
- (3) 移動貯蔵タンクには吸上自動閉鎖装置(廃油等を当該貯蔵タンクに吸入し、一定量に達すると自動的に弁が閉鎖し、廃油等がそれ以上当該タンクに流入しない構造のもの)を設けるものとし、かつ当該吸上自動閉鎖装置が作動した場合に、その旨を知らせる設備(音響又は赤色ランプの点灯等)を容易に覚知できる位置に設けること。

- (4) 完成検査時には，吸上自動閉鎖装置の機能試験を行うこと。
- (5) ホースの先端には，石等の固形物が混入しないように網等を設けること。